【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出日】 2025年9月30日

【会社名】 株式会社ヴィア・ホールディングス

【英訳名】 VIA Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 楠元 健一郎

【本店の所在の場所】 東京都新宿区早稲田鶴巻町519

【電話番号】 03-5155-6801(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 経営推進本部長 羽根 英臣

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区早稲田鶴巻町519

【電話番号】 03-5155-6801(代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 経営推進本部長 羽根 英臣

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 E種優先株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当

E 種優先株式 1,500,000,000円 第28回新株予約権証券 12,670,000円

新株予約権の払込価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込

むべき金額の合計額を合算した金額

1,514,970,000円

(注) 新株予約権の行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年8月12日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、2025年9月30日に開催した臨時株主総会において、第三者割当によるE種優先株式及び第28回新株予約権の発行並びにE種優先株式の発行に関する定款の一部変更につき承認が得られたこと、2025年9月30日に普通株式、C種優先株式及びD種優先株式それぞれの株主を構成員とする当社種類株主総会がE種優先株式の発行に関する定款の一部変更を承認する旨の決議が成立したこと、並びに、当社が2025年9月30日に臨時報告書を提出したことに伴い、これらに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

- 第1 募集要項
 - 1 新規発行株式
 - 4 新規発行新株予約権証券 (第25回新株予約権証券)
 - (1) 募集の条件
- 第3 第三者割当の場合の特記事項
 - 3 発行条件に関する事項
 - (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方
 - 6 大規模な第三者割当の必要性
 - (2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

第三部 追完情報

- 1.事業等のリスクについて
- 2. 臨時報告書の提出

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
E 種優先株式	1,500株	(注) 3 及び 4 に記載のとおりです。

(注) 1 本有価証券届出書による E 種優先株式に係る募集(以下「本優先株式第三者割当」といいます。)は、2025年 8月12日の当社取締役会(以下「本取締役会」といいます。)の決議によっております。

なお、本優先株式第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、2025年9月30日開催予定の当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)にて、E種優先株式の発行に係る議案の承認、本取締役会の決議にて本優先株式第三者割当と併せて決議した第28回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行(以下「本新株予約権第三者割当」といい、本優先株式第三者割当と併せて以下「本第三者割当」といいます。)に係る議案の承認、及びE種優先株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更(以下「本定款変更」といいます。)に係る議案の承認、並びに、普通株式、C種優先株式及びD種優先株式それぞれの株主を構成員とする当社種類株主総会にて本定款変更に係る議案の承認が得られることを条件としています。

本優先株式第三者割当に係る割当予定先はGP上場企業出資投資事業有限責任組合(以下、単に「割当予定 先」と呼ぶことがあります。)です。

(省略)

(訂正後)

(13-12)		
種類	発行数	内容
E 種優先株式	1,500株	(注) 3 及び 4 に記載のとおりです。

(注) 1 本有価証券届出書による E 種優先株式に係る募集(以下「本優先株式第三者割当」といいます。)は、2025年 8月12日の当社取締役会(以下「本取締役会」といいます。)の決議によっております。

なお、本優先株式第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、2025年9月30日開催予定の当社臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)にて、E種優先株式の発行に係る議案の承認、本取締役会の決議にて本優先株式第三者割当と併せて決議した第28回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の発行(以下「本新株予約権第三者割当」といい、本優先株式第三者割当と併せて以下「本第三者割当」といいます。)に係る議案の承認、及びE種優先株式に関する規定の新設等に係る定款の一部変更(以下「本定款変更」といいます。)に係る議案の承認、並びに、普通株式、C種優先株式及びD種優先株式それぞれの株主を構成員とする当社種類株主総会にて本定款変更に係る議案の承認が得られることを条件としています。かかる条件に関し、2025年9月30日に開催した本臨時株主総会において、本第三者割当に係る議案の承認及び本定款変更に係る議案の承認が得られました。また、2025年9月30日に普通株式、C種優先株式及びD種優先株式それぞれの株主を構成員とする当社種類株主総会が本定款変更を承認する旨の決議が成立しました。

本優先株式第三者割当に係る割当予定先はGP上場企業出資投資事業有限責任組合(以下、単に「割当予定 先」と呼ぶことがあります。)です。

(省略)

4 【新規発行新株予約権証券(第28回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

(訂正前)

発行数	181,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	金12,670,000円
発行価格	新株予約権1個当たり70円(新株予約権の目的である株式1株当 たり0.7円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2025年10月3日(金)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ヴィア・ホールディングス コーポレート企画部 東京都新宿区早稲田鶴巻町519
払込期日	2025年10月3日(金)
割当日	2025年10月3日(金)
払込取扱場所	株式会社りそな銀行 東京営業部

(注) 1 本新株予約権については、本取締役会において発行を決議しています。

なお、本新株予約権第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、本臨時株主総会にて本第三者割当に係る議案の承認及び本定款変更に係る議案の承認、並びに、普通株式、C種優先株式及びD種優先株式それぞれの株主を構成員とする当社種類株主総会にて本定款変更に係る議案の承認が得られることを条件としています。

(省略)

(訂正後)

181,000個(新株予約権1個につき100株)
金12,670,000円
新株予約権1個当たり70円(新株予約権の目的である株式1株当たり0.7円)
該当事項はありません。
1個
2025年10月3日(金)
該当事項はありません。
株式会社ヴィア・ホールディングス コーポレート企画部 東京都新宿区早稲田鶴巻町519
2025年10月 3 日(金)
2025年10月3日(金)
株式会社りそな銀行 東京営業部

(注) 1 本新株予約権については、本取締役会において発行を決議しています。

なお、本新株予約権第三者割当は、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、本臨時株主総会にて本第三者割当に係る議案の承認及び本定款変更に係る議案の承認、並びに、普通株式、C種優先株式及びD種優先株式それぞれの株主を構成員とする当社種類株主総会にて本定款変更に係る議案の承認が得られることを条件としています。かかる条件に関し、2025年9月30日に開催した本臨時株主総会において、本第三者割当に係る議案の承認及び本定款変更に係る議案の承認が得られました。また、2025年9月30日に普通株式、C種優先株式及びD種優先株式それぞれの株主を構成員とする当社種類株主総会が本定款変更を承認する旨の決議が成立しました。

(省略)

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

E 種優先株式

(訂正前)

(省略)

当社は、割当予定先との間で、E種優先株式の内容について、慎重に交渉及び協議を重ね、本優先株式算定書の算定結果や当社の置かれた経営環境及び財務状況を総合的に勘案したうえで、E種優先株式の発行条件を検討いたしましたが、E種優先株式には客観的な市場価格がなく、また優先株式の評価は非常に複雑で、評価手法についても様々な見解があり得ることから、E種優先株式の払込金額が特に有利な金額であると判断される可能性は否定できないため、念のため、本臨時株主総会で、会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る特別決議による承認を得ることを条件として、E種優先株式を発行することといたしました。

(省略)

(訂正後)

(省略)

当社は、割当予定先との間で、E種優先株式の内容について、慎重に交渉及び協議を重ね、本優先株式算定書の算定結果や当社の置かれた経営環境及び財務状況を総合的に勘案したうえで、E種優先株式の発行条件を検討いたしましたが、E種優先株式には客観的な市場価格がなく、また優先株式の評価は非常に複雑で、評価手法についても様々な見解があり得ることから、E種優先株式の払込金額が特に有利な金額であると判断される可能性は否定できないため、念のため、本臨時株主総会で、会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る特別決議による承認を得ることを条件として、E種優先株式を発行することといたしました。なお、2025年9月30日に開催した本臨時株主総会において、当該承認が得られました。

(省略)

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

(訂正前)

(省略)

なお、本第三者割当に伴い25%以上の希薄化が生じる可能性があるため、東京証券取引所が定める有価証券上場 規程第432条の定めに従い、株主の意思確認手続として本臨時株主総会において特別決議による承認が得られること を本第三者割当に係る E 種優先株式及び本新株予約権の発行の条件としております。

(訂正後)

(省略)

なお、本第三者割当に伴い25%以上の希薄化が生じる可能性があるため、東京証券取引所が定める有価証券上場規程第432条の定めに従い、株主の意思確認手続として本臨時株主総会において特別決議による承認が得られることを本第三者割当に係る E 種優先株式及び本新株予約権の発行の条件としております。 なお、2025年9月30日に開催した本臨時株主総会において、当該承認が得られました。

第三部 【追完情報】

1.事業等のリスクについて

(訂正前)

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第89期、提出日2025年6月27日。2025年8月1日に提出された訂正報告書による訂正後のもの。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2025年8月12日)までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、<u>本有価証券届出書提出日(2025年8月12日)</u>現在においても変更の必要はないものと判断しております。

(訂正後)

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第89期、提出日2025年6月27日。2025年8月1日に提出された訂正報告書による訂正後のもの。)の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2025年9月30日)までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、<u>本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2025年</u>9月30日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出

(訂正前)

「第四部 組込情報」に記載の第89期有価証券報告書の提出日(2025年6月27日)以降、<u>本有価証券届出書提出日</u>(2025年8月12日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2025年6月30日提出の臨時報告書)

(省略)

(訂正後)

「第四部 組込情報」に記載の第89期有価証券報告書の提出日(2025年6月27日)以降、<u>本有価証券届出書の訂正届</u>出書提出日(2025年9月30日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2025年6月30日提出の臨時報告書)

(省略)

(2025年9月30日提出の臨時報告書)

1.提出理由

当社は、2025年9月30日の臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会において、決議事項が決議され、また、同日付でC種優先株主による種類株主総会及びD種優先株主による種類株主総会の決議があったものとみなされましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2.報告内容

- 1. 臨時株主総会
- (1) 臨時株主総会が開催された年月日2025年9月30日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件(E種優先株式に関する定めの新設等)

E種優先株式の発行を可能とするために、E種優先株式に関する定款規定を新設するものです。併せて、E種優先株式に付された普通株式を対価とする取得請求権の行使に備えて普通株式の発行可能種類株式総数等を変更するほか、E種優先株式に関する定款規定の新設に伴う所要の変更を行うことについて、承認を求めるものであります。

第2号議案 第三者割当による Ε 種優先株式及び第28回新株予約権発行の件

E種優先株式及び新株予約権を発行する件について、承認を求めるものであります。

第3号議案 取締役2名選任の件

取締役2名の選任の承認を求めるものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件 並びに当該決議の結果

<u>決議事項</u>	<u>賛成数</u> <u>(個)</u>	<u>反対数</u> <u>(個)</u>	<u>棄権数</u> (個)	可決要件	決議の結果及び <u>賛成割合</u> <u>(%)</u>
第1号議案 定款一部変更の件	178,221	14,328	0	<u>(注) 1</u>	可決 92.43
第2号議案 第三者割当によるE種優先株式及び 第28回新株予約権発行の件	177,852	14,703	<u>0</u>	<u>(注) 1</u>	可決 92.24
第3号議案 取締役2名選任の件 古川 徳厚 仮屋 裕一	<u>181,028</u> 180,585	<u>11,527</u> <u>11,970</u>	<u>0</u>	<u>(注) 2</u>	<u>可決</u> <u>93.88</u> <u>可決</u> <u>93.65</u>

- (注) 1.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の 議決権の3分の2以上の賛成による。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

- 2. 普通株主による種類株主総会
- (1) 普通株主による種類株主総会が開催された年月日 2025年9月30日
- (2) 決議事項の内容

議案 定款一部変更の件(E種優先株式に関する定めの新設等) 臨時株主総会決議事項第1号議案のとおり

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件 並びに当該決議の結果

決議事項	<u>賛成数</u> <u>(個)</u>	<u>反対数</u> <u>(個)</u>	<u>棄権数</u> <u>(個)</u>	可決要件	決議の結果及び <u>賛成割合</u> <u>(%)</u>
議 <u>案</u> 定款一部変更の件	176,734	15,733	<u>0</u>	<u>(注) 1</u>	<u>可決</u> <u>91.70</u>

- (注) 1.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の 議決権の3分の2以上の賛成による。
- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

3. C 種優先株主による種類株主総会

<u>C種優先株主による種類株主総会は、会社法第319条第1項および第325条に基づき、種類株主総会の決議の省略を行っております。</u>

- (1) C種優先株主による種類株主総会があったものとみなされた年月日 2025年9月30日
- (2) 決議事項があったものとみなされた事項の内容

議案 定款一部変更の件(E種優先株式に関する定めの新設等)

臨時株主総会決議事項第1号議案のとおり

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件 並びに当該決議の結果

決議事項	<u>賛成数</u> <u>(個)</u>	<u>反対数</u> <u>(個)</u>	<u>棄権数</u> <u>(個)</u>	可決要件	決議の結果及び <u>賛成割合</u> <u>(%)</u>
議案 定款一部変更の件	<u>1,500</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>(注) 1</u>	<u>可決</u> 100

(注) 1.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の 議決権の3分の2以上の賛成による。

4. D種優先株主による種類株主総会

<u>D種優先株主による種類株主総会は、会社法第319条第1項および第325条に基づき、種類株主総会の決議の省略を行っております。</u>

- (1) D種優先株主による種類株主総会があったものとみなされた年月日 2025年9月30日
- (2) 決議事項があったものとみなされた事項の内容 議案 定款一部変更の件(E種優先株式に関する定めの新設等) 臨時株主総会決議事項第1号議案のとおり
- (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件 並びに当該決議の結果

<u>決議事項</u>	<u>賛成数</u> <u>(個)</u>	<u>反対数</u> <u>(個)</u>	<u>棄権数</u> <u>(個)</u>	可決要件	<u>決議の結果及び</u> <u>賛成割合</u> <u>(%)</u>
議案 定款一部変更の件	3,170	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>(注) 1</u>	<u>可決</u> 100

(注) 1.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の 議決権の3分の2以上の賛成による。